

2014年12月30日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第358号）

全国人民代表大会、 新たな自由貿易試験区の設立を承認 外商投資批准手続の一時停止を決議

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

全国人民代表大会常務委員会は2014年12月28日、『中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡張区域において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定』（以下『決定』という）を可決・公布しました。新たに設立する広東、天津、福建の各自由貿易試験区（以下「自由貿易区」という）と上海自由貿易区の拡張区域の地理的範囲を確定するとともに、新たな自由貿易区において外商投資企業の設立、変更、経営期限の延長等に係る審査・批准手続を一時的に停止し、届出管理へと変更することを決定しました。

『決定』は、2015年3月1日より3年間の時限措置として施行されます。

□ 新自由貿易区でもネガティブリスト採用へ

国務院は、12月12日に開催した常務会議において、広東省、天津市、福建省にそれぞれ新たな自由貿易区を開設することを決定。現在、その基本方針の策定作業が進んでいます。上海自由貿易区は、外商投資に対するネガティブリスト管理モデルを採用しており、ネガティブリスト掲載業種を除く外商投資企業の設立・変更手続が工商行政管理部門への届出登記のみに簡素化されていますが、『決定』を受けて、新たな自由貿易区・拡張区域においても同様の措置が適用されることとなります。

『決定』によると、各自由貿易区はそれぞれ3つのエリアから構成されており、その面積は拡張後の上海自由貿易区を含め、それぞれ120平方キロ前後のほぼ等しい大きさとなっています（図表参照）。『決定』は自由貿易区の地理的範囲を詳細に定めており、同じ行政・経済管理区域であっても自由貿易区に含まれるエリアと含まれないエリアに分かれている可能性があるため、確認が必要です。

国務院常務会議は、新たな自由貿易区での政策方針について、上海自由貿易区の改革措置をベースとしつつ、地域の特徴を踏まえて「新たな試行内容を充実させる」としています。各自由貿易区的主要な

テーマは、広東が香港・マカオとの経済一体化やASEAN との自由貿易推進、天津が京津冀（北京・天津・河北）首都経済圏の建設加速やリース業の発展、福建が台湾との経済緊密化や「21世紀の海上シルクロード」の発展になるとみられます。

【図表】新たな自由貿易区の設立区域

	設置エリア	含まれる主な区域	総面積
中国（広東） 自由貿易試験区	広州南沙新区エリア（60 k m ² ）	南沙保税港区（7.06 k m ² ）	116.2 k m ²
	深圳前海・蛇口エリア（28.2 k m ² ）	前海深圳・香港現代サービス業合作区（15 k m ² ）、蛇口工業区（13.2 k m ² ）	
	珠海横琴新区エリア（28 k m ² ）	横琴新区の一部	
中国（天津） 自由貿易試験区	天津港エリア（30 k m ² ）	天津港保税区、東疆保税港区	119.9 k m ²
	天津空港エリア（43.1 k m ² ）	天津空港経済区、濱海新区総合保税区	
	濱海新区 CBD エリア（46.8 k m ² ）		
中国（福建） 自由貿易試験区	平潭エリア（43 k m ² ）	平潭総合実験区の一部	118.04 k m ²
	アモイ市エリア（43.78 k m ² ）	兩岸貿易センターコア区（象嶼保税区、象嶼保税物流園区を含む 19.37 k m ² ）、東南国際航運センター海滄港区（海滄保税港区を含む 24.41 k m ² ）	
	福州市エリア（31.26 k m ² ）	福州経済技術開発区（福州保税区・福州輸出加工区を含む 22 k m ² ）、福州保税港区（9.26 k m ² ）、	
中国（上海） 自由貿易試験区 の拡張区域	陸家嘴金融エリア（34.26 k m ² ）	陸家嘴金融貿易区、上海万博跡地	91.94 k m ² (拡張後の合計 で120.72 k m ²)
	金橋開発エリア（20.48 k m ² ）	金橋経済技術開発区	
	張江ハイテクエリア（37.2 k m ² ）	張江ハイテクパーク	

※新たな自由貿易区に含まれる地理的範囲の詳細については『決定』本文をご確認ください

（『決定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

新たな自由貿易区では具体的にどの改革措置が上海から“移植”されるのか、またどのような新政策が打ち出されるのかについては、各自由貿易区の基本方針が公布されるのを待つ必要があります。追加情報を入手次第、随時ご案内いたします。

『決定』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 9 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

全国人民代表大会常務委員会

中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、

中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡張区域において
関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定

(2014年12月28日第12期全国人民代表大会常務委員会第12回会議にて可決)

さらに改革を深化させ、開放を拡大し、政府の職能転換を加速するため、第12期全国人民代表大会常務委員会第12回会議は以下のように決定する。国務院に授権して中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区の拡張区域（四方範囲は後に添付）において、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合資経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』および『中華人民共和国台湾同胞投資保護法』が規定する関連行政審査・批准（目録は後に添付）を一時的に調整する。ただし、国家が参入特別管理措置の実施を規定している場合を除く。上述の行政審査・批准の調整は3年間試行し、実践が実行可能であることを証明した場合、関連法律を改定・完善化する。実践が調整すべきでないことを証明した場合、関連法律規定の施行を回復する。

本決定は、2015年3月1日より試行する。

中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、

中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡張区域の四方範囲

1、中国（広東）自由貿易試験区の四方範囲

- (1) 広州南沙新区エリアの計60平方キロメートル（広州南沙保税港区7.06平方キロメートルを含む）

四方範囲：海港ブロック15平方キロメートル。海港ブロックの1は、龍穴島作業区13平方キロメートルで、東は虎門水道まで、南は南沙港三期南延線まで、西は龍穴南水道まで、北は南沙港一期北延線まで（このうち南沙保税港区港湾区および物流区の面積は5.7平方キロメートル）。海港ブロックの2は、沙仔島作業区2平方キロメートル。明珠湾起步区ブロック9平方キロメートルで、東は環市大道まで、南は下横瀝水道まで、西は靈山島靈新大道および横瀝島鳳凰大道まで、北は京珠高速まで、蕉門河水道および上横瀝水道水域を含まない。南沙ターミナルブロック10平方キロメートルで、東は龍穴南水道まで、南は深茂通路まで、西は靈新大道まで、北は三鎮大道まで。慶盛ターミナルブロック8平方キロメートルで、東は小虎瀝水道まで、南は広深港客運專線まで、西は京珠高速まで、北は沙湾水道まで。南沙湾ブロック5平方キロメートルで、東は虎門水道まで、西は蕉門水道まで、西は黄山魯山界

まで、北は虎門大橋までで、大角山山体を含まない。蕉門河中心区ブロック 3 平方キロメートルで、東は金隆路まで、南は双山大道まで、西は鳳凰大道まで、北は私言滘まで。万頃保税港加工製造業ブロック 10 平方キロメートルで、東は龍穴南水道まで、南は万頃沙十一涌まで、西は靈新公路まで、北は万頃沙八涌まで（このうち南沙保税港区加工区の面積は 1.36 平方キロメートル）

(2) 深圳前海蛇口エリアの計 28.2 平方キロメートル

四方範囲：前海ブロック 15 平方キロメートルで、東は月亮湾大道まで、南は媽湾大道まで、西は海濱岸線まで、北は双界河・宝安大道まで（このうち深圳前海湾保税港区は 3.71 平方キロメートルで、東は鏟湾路まで、南は平南鉄道・媽湾大道および媽湾電廠北側のラインを境とし、西は媽湾港区埠頭海岸線を境とし、北は媽湾大道・嘉実多南油廠北側・興海大道および臨海路のラインを境とする）。蛇口工業区ブロック 13.2 平方キロメートルで、東は后海大道—金海路—愛榕路—招商路—水湾路まで、南は深圳湾まで、西は珠江河口まで、北は東濱路・大南山山麓・赤湾六路および赤湾二路まで。

(3) 珠海横琴新区エリアの計 28 平方キロメートル

四方範囲：臨澳ブロック 6.09 平方キロメートルで、東は契辛峡水道まで、南は大横琴山北麓まで、西は知音道まで、北は小横琴山南麓まで。レジャー旅行ブロック 10.99 平方キロメートルで、東は契辛峡水道まで、南は南シナ海まで、西は磨刀門水道まで、北は大横琴山まで。文化・創造ブロック 1.47 平方キロメートルで、東は天羽道東河まで、南は横琴大道まで、西は芸文二道まで、北は港澳大道まで。科学技術・研究開発ブロック 1.78 平方キロメートルで、北は芸文三道まで、南は大横琴山北麓まで、西は開新一道まで、北は港澳大道まで。ハイテク技術ブロック 7.67 平方キロメートルで、東は開新二道まで、南は大横琴山北麓まで、西は磨刀門水道まで、北は勝洲八道まで。

2、中国（天津）自由貿易試験区の四方範囲

(1) 天津港エリアの計 30 平方キロメートル

四方範囲：東は渤海湾まで、南は天津新港主要航路、西は反“F”港池・西藏路まで、北は永定新川河口まで。

(2) 天津空港エリアの計 43.1 平方キロメートル

四方範囲：東は薊汕高速まで、南は津濱快速路・民族路・津北公路まで、西は外環状線緑化帯東側まで、北は津漢快速路・東四道・楊北公路まで。

(3) 濱海新区中心商務エリアの計 46.8 平方キロメートル

四方範囲：東は臨海路・東堤路・新港二号路。天津新港主要航路・新港水門・海河・閘南路・規劃路・石油新村路・大沽排水河・東環路まで、南は物流北路・物流北路西延長線まで、西は大沽排水河・河南路・海門大橋・河北路まで、北は大連東道・中央大道・新港三号路・海濱大道・天津港保税区北フェンスまで。

3、中国（福建）自由貿易試験区の四方範囲

(1) 平潭エリアの計 43 平方キロメートル

四方範囲：港湾経済貿易ブロック 16 平方キロメートルで、東は北厝路・金井三路まで、南は大山頂まで、西は海壇海峡まで、北は金井湾大道まで。ハイテク技術産業ブロック 15 平方キロメートルで、東は中原六路まで、南は麒麟路まで、西は壇西大道まで、北は瓦瑶南路まで。旅行レジャーブロック 12 平方キロメートルで、東は壇南湾まで、南は山岐澳まで、西は寨山路まで、北は澳前北路まで。

(2) アモイエリアの計 43.78 平方キロメートル

四方範囲：兩岸貿易センターコア区 19.37 平方キロメートルで、象嶼保稅区 0.6 平方キロメートル（全区域封鎖済）、象嶼保稅物流園区 0.7 平方キロメートル（封鎖済面積は 0.26 平方キロメートル）を含む。北側、西側、東側は海に面し、南側は疏港路・成功大道・枋鐘路を境とする。東南国際航運センター海滄港区 24.41 平方キロメートルで、アモイ海滄保稅港区 9.51 平方キロメートル（封鎖済面積は 5.55 平方キロメートル）を含む。東はアモイ西海域まで、南側は海に面し、西は厦漳跨海大橋まで、北側は角嵩路・南海路・南海三路および興港路を境とする。

(3) 福州エリアの計 31.26 平方キロメートル

四方範囲：福州経済技術開発区 22 平方キロメートルで、福州保稅区 0.6 平方キロメートル（全区域封鎖済）および福州輸出加工区 1.14 平方キロメートル（封鎖済面積は 0.436 平方キロメートル）を含む。馬江—快安エリアの東は紅山油庫、南は閩江沿岸まで、西は鼓山鎮界まで、北は鼓山麓まで。長安エリアの東は閩江縁まで、南は亭山鎮東街山まで、西は羅長高速道路および山体まで、北は琯頭鎮界まで。南台島区の東は三環路まで、南は林浦路まで、西は前横南路まで、北は閩江ラインを境とする。琅岐区の東は環島路まで、南は閩江埭頭進島路まで、西は閩江縁まで、北は規画道路を境とする。福州保稅港区 9.26 平方キロメートル（封鎖済面積は 2.34 平方キロメートル）。A 区の東は西港まで、南は新江公路まで、西は経七路まで、北は緯六路まで。B 区の東は 14 号パースまで、南は興化湾まで、西は灘涂まで、北は興林路まで。

4、中国（上海）自由貿易試験区拡張区域の四方範囲

(1) 陸家嘴金融エリアの計 34.26 平方キロメートル

四方範囲：東は濟陽路・浦東南路・龍陽路・錦繡路・羅山路まで、南は中環状線まで、西は黄浦江まで、北は黄浦江まで。

(2) 金橋開発エリアの計 20.48 平方キロメートル

四方範囲：東は外環状線グリーンベルトまで、南は錦繡東路まで、西は楊高路まで、北は巨峰路まで。

(3) 張江ハイテクエリアの計 37.2 平方キロメートル

四方範囲：東は外環状線・申江路まで、南は外環状線まで、西は羅山路まで、北は龍東大道まで。

**中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、
中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡張区域において
一時的な調整を国務院に授権する関連法律規定の行政審査・批准目録**

番号：1

名称：外資企業の設立に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第 6 条「外資企業設立の申請は、国務院の対外経済貿易主管部門もしくは国務院が授権する機関が審査・批准する。審査・批准機関は、申請を受け取った日から 90 日以内に批准する、または批准しないことを決定しなければならない。」

内容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番号：2

名称：外資企業の分割、合併もしくはその他の重要事項変更に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第 10 条「外資企業の分割、合併もしくはその他の重要事項の変更は、審査・批准機関に報告して批准されなければならない、合わせて工商行政管理機関で変更登記手続を行わなければならない。」

内容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番号：3

名称：外資企業の経営期限に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国外資企業法』第 20 条「外資企業の経営期限は、外国投資家が申告し、審査・批准機関が批准する。期限満了後、延長する必要がある場合、期限満了 180 日以前に審査・批准機関に申請を提出しなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取ってから 30 日以内に批准する、または批准しないことを決定しなければならない。」

内容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番号：4

名称：中外合弁経営企業の設立に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合資経営企業法』第 3 条「合弁経営各当事者が締結する合弁経営協議、契約、定款は、国家対外経済貿易主管部門（以下「審査・批准機関」という）に報告して審査・批准されなければならない。審査・批准機関は、3 カ月以内に批准する、または批准しないことを決定しなければならない。合弁経営企業は、批准を経た後、国家工商行政管理主

管部門で登記し、営業許可証を受領して、営業を開始する。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：5

名 称：中外合弁経営企業の合弁経営期限延長に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合資経営企業法』第13条「合弁経営企業の合弁経営期限は、異なる業界、異なる状況に基づき、異なる約定を行う。ある業界の合弁経営企業は、合弁経営期限を約定しなければならない。ある業界の合弁経営企業は、合弁経営期限を約定することができ、合弁経営期限を約定しなくてもよい。合弁経営期限を約定した合弁経営企業は、合弁経営各当事者が合弁経営期限の延長に同意した場合、合弁経営期限満了の6カ月前に審査・批准機関に申請を提出しなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取った日から1カ月以内に批准する、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：6

名 称：中外合弁経営企業の解散に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合資経営企業法』第14条「合弁経営企業に重大な欠損、一方による契約および定款が規定する義務の不履行、不可抗力等が発生した場合、合弁経営各当事者による協議、同意を経て、審査・批准機関に報告して批准を求め、合わせて国家工商行政管理主管部門に登記し、契約を終了することができる。契約に違反して損失をもたらした場合、契約に違反した一方が経済責任を引き受けなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：7

名 称：中外合作経営企業の設立に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第5条「合作企業設立の申請は、中外合作者が契約した協議、契約、定款等の文書を国務院対外経済貿易主管部門もしくは国務院が授権する部門および地方政府（以下「審査・批准機関」という）に報告して審査・批准されなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取った日から45日以内に批准する、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：8

名 称：中外合作経営企業の協議、契約、定款の重大な変更に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第7条「中外合作者が合作期限内に協議して、合作企業の契約に重大な変更を行うことに同意した場合、審査・批准機関に報告して批准されなけ

ればならない。変更内容が法定の工商登記項目、税務登記項目に係わる場合、工商行政管理機関、税務期間に変更登記手続を行わなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：9

名 称：中外合作経営企業の合作企業契約の権利、義務の譲渡に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第10条「中外合作者の一方がその合作企業契約における全部もしくは一部の権利、義務を譲渡する場合、必ず他方の同意を経て、合わせて審査・批准機関に報告して批准されなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：10

名 称：中外合作経営企業の他人への経営管理の委託に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第12条第2項「合作企業の設立後、中外合作者以外の他人に経営管理を委託するように改める場合、必ず董事会もしくは聯合管理機構の一致同意を経て、審査・批准機関に報告して批准され、合わせて工商行政管理機関で変更登記手続を行わなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：11

名 称：中外合作経営企業の合作期限の延長に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国中外合作経営企業法』第24条「合作企業の合作期限は、中外合作者が協議し、合わせて合作企業契約に明記する。中外合作者が合作期限の延長に同意する場合、合作期限満了180日前に審査・批准機関に申請を提出しなければならない。審査・批准機関は、申請を受け取った日から30日以内に批准する、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

番 号：12

名 称：台湾同胞投資企業の設立に係る審査・批准

法律規定：『中華人民共和国台湾同胞投資保護法』第8条第1項「台湾同胞投資企業の設立は、国務院が規定する部門もしくは国務院が規定する地方人民政府に申請を提出しなければならない。申請を受け取った審査・批准機関は全部の申請文書を受け取った日から45日以内に批准する、または批准しないことを決定しなければならない。」

内 容：当該項目の行政審査・批准の実施を一時的に停止し、届出管理に改める。

(中国語原文)

**全国人民代表大会常务委员会
关于授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、
中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域
暂时调整有关法律规定的行政审批的决定**

（2014年12月28日第十二届全国人民代表大会常务委员会议第十二次会议通过）

为进一步深化改革、扩大开放，加快政府职能转变，第十二届全国人民代表大会常务委员会议第十二次会议决定：授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域内（四至范围附后），暂时调整《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》和《中华人民共和国台湾同胞投资保护法》规定的有关行政审批（目录附后）。但是，国家规定实施准入特别管理措施的除外。上述行政审批的调整在三年内试行，对实践证明可行的，修改完善有关法律；对实践证明不宜调整的，恢复施行有关法律规定。

本决定自2015年3月1日起施行。

**中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、
中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域四至范围**

一、 中国（广东）自由贸易试验区四至范围

（一） 广州南沙新区片区共60平方公里（含广州南沙保税港区7.06平方公里）

四至范围：海港区15平方公里。海港区一，龙穴岛作业区13平方公里，东至虎门水道，南至南沙港三期南延线，西至龙穴南水道，北至南沙港一期北延线（其中南沙保税港区港口区和物流区面积5.7平方公里）。海港区二，沙仔岛作业区2平方公里。明珠湾起步区区块9平方公里，东至环市大道，南至下横沥水道，西至灵山岛灵新大道及横沥岛凤凰大道，北至京珠高速，不包括蕉门河水道和上横沥水道水域。南沙枢纽区块10平方公里，东至龙穴南水道，南至深茂通道，西至灵新大道，北至三镇大道。庆盛枢纽区块8平方公里，东至小虎沥水道，南至广深港客运专线，西至京珠高速，北至沙湾水道。南沙湾区块5平方公里，东至虎门水道，南至蕉门水道，西至黄山鲁山界，北至虎门大桥，不包括大角山山体。蕉门河中心区区块3平方公里，东至金隆路，南至双山大道，西至凤凰大道，北至私言滘。万顷沙保税港加工制造业区块10平方公里，东至龙穴南水道，南至万顷沙十一涌，西至灵新公路，北至万顷沙八涌（其中南沙保税港区加工区面积1.36平方公里）。

（二） 深圳前海蛇口片区共28.2平方公里

四至范围：前海区块15平方公里，东至月亮湾大道，南至妈湾大道，西至海滨岸线，北至

双界河、宝安大道（其中深圳前海湾保税港区 3.71 平方公里，东至铲湾路，南以平南铁路、妈湾大道以及妈湾电厂北侧连线为界，西以妈湾港区码头岸线为界，北以妈湾大道、嘉实多南油厂北侧、兴海大道以及临海路连线为界）。蛇口工业区区块 13.2 平方公里，东至后海大道—金海路—爱榕路—招商路—水湾路，南至深圳湾，西至珠江口，北至东滨路、大南山山脚、赤湾六路以及赤湾二路。

（三）珠海横琴新区片区共 28 平方公里

四至范围：临澳区块 6.09 平方公里，东至契辛峡水道，南至大横琴山北麓，西至知音道，北至小横琴山南麓。休闲旅游区块 10.99 平方公里，东至契辛峡水道，南至南海，西至磨刀门水道，北至大横琴山。文创区块 1.47 平方公里，东至天羽道东河，南至横琴大道，西至艺文二道，北至港澳大道。科技研发区块 1.78 平方公里，东至艺文三道，南至大横琴山北麓，西至开新一道，北至港澳大道。高新技术区块 7.67 平方公里，东至开新二道，南至大横琴山北麓，西至磨刀门水道，北至胜洲八道。

二、 中国（天津）自由贸易试验区四至范围

（一）天津港片区共 30 平方公里

四至范围：东至渤海湾，南至天津新港主航道，西至反“F”港池、西藏路，北至永定新河入海口。

（二）天津机场片区共 43.1 平方公里

四至范围：东至蓟汕高速，南至津滨快速路、民族路、津北公路，西至外环绿化带东侧，北至津汉快速路、东四道、杨北公路。

（三）滨海新区中心商务片区共 46.8 平方公里

四至范围：东至临海路、东堤路、新港二号路、天津新港主航道、新港船闸、海河、闸南路、规划路、石油新村路、大沽排水河、东环路，南至物流北路、物流北路西延长线，西至大沽排水河、河南路、海门大桥、河北路，北至大连东道、中央大道、新港三号路、海滨大道、天津港保税区北围网。

三、 中国（福建）自由贸易试验区四至范围

（一）平潭片区共 43 平方公里

四至范围：港口经贸区块 16 平方公里，东至北厝路、金井三路，南至大山顶，西至海坛海峡，北至金井湾大道。高新技术产业区块 15 平方公里，东至中原六路，南至麒麟路，西至坛西大道，北至瓦瑶南路。旅游休闲区块 12 平方公里，东至坛南湾，南至山岐澳，西至寨山路，北至澳前北路。

（二）厦门片区共 43.78 平方公里

四至范围：两岸贸易中心核心区 19.37 平方公里，含象屿保税区 0.6 平方公里（已全区封关）、

象屿保税物流园区 0.7 平方公里（已封关面积 0.26 平方公里）。北侧、西侧、东侧紧邻大海，南侧以疏港路、成功大道、枋钟路为界。东南国际航运中心海沧港区 24.41 平方公里，含厦门海沧保税港区 9.51 平方公里（已封关面积 5.55 平方公里）。东至厦门西海域，南侧紧邻大海，西至厦漳跨海大桥，北侧以角嵩路、南海路、南海三路和兴港路为界。

(三) 福州片区共 31.26 平方公里

四至范围：福州经济技术开发区 22 平方公里，含福州保税区 0.6 平方公里（已全区封关）和福州出口加工区 1.14 平方公里（已封关面积 0.436 平方公里）。马江—快安片区东至红山油库，南至闽江沿岸，西至鼓山镇界，北至鼓山麓；长安片区东至闽江边，南至亭江镇东街山，西至罗长高速公路和山体，北至琯头镇界；南台岛区东至三环路，南至林浦路，西至前横南路，北面以闽江岸线为界；琅岐区东至环岛路，南至闽江码头进岛路，西至闽江边，北面以规划道路为界。福州保税港区 9.26 平方公里（已封关面积 2.34 平方公里）。A 区东至西港，南至新江公路，西至经七路，北至纬六路；B 区东至 14 号泊位，南至兴化湾，西至滩涂，北至兴林路。

四、 中国（上海）自由贸易试验区扩展区域四至范围

(一) 陆家嘴金融片区共 34.26 平方公里

四至范围：东至济阳路、浦东南路、龙阳路、锦绣路、罗山路，南至中环线，西至黄浦江，北至黄浦江。

(二) 金桥开发片区共 20.48 平方公里

四至范围：东至外环绿带，南至锦绣东路，西至杨高路，北至巨峰路。

(三) 张江高科技片区共 37.2 平方公里

四至范围：东至外环线、申江路，南至外环线，西至罗山路，北至龙东大道。

授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域暂时调整有关法律规定的行政审批目录

序号：1

名称：外资企业设立审批

法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第六条：“设立外资企业的申请，由国务院对外经济贸易主管部门或者国务院授权的机关审查批准。审查批准机关应当在接到申请之日起九十天内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：2

名称：外资企业分立、合并或者其他重要事项变更审批

法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第十条：“外资企业分立、合并或者其他重要事项变更，应当报审查批准机关批准，并向工商行政管理机关办理变更登记手续。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：3

名称：外资企业经营期限审批

法律规定：《中华人民共和国外资企业法》第二十条：“外资企业的经营期限由外国投资者申报，由审查批准机关批准。期满需要延长的，应当在期满一百八十天以前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应当在接到申请之日起三十天内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：4

名称：中外合资经营企业设立审批

法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业法》第三条：“合营各方签订的合营协议、合同、章程，应报国家对外经济贸易主管部门（以下称审查批准机关）审查批准。审查批准机关应在三个月内决定批准或不批准。合营企业经批准后，向国家工商行政管理主管部门登记，领取营业执照，开始营业。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：5

名称：中外合资经营企业延长合营期限审批

法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业法》第十三条：“合营企业的合营期限，按不同行业、不同情况，作不同的约定。有的行业的合营企业，应当约定合营期限；有的行业的合营企业，可以约定合营期限，也可以不约定合营期限。约定合营期限的合营企业，合营各方同意延长合营期限的，应在距合营期满六个月前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应自接到申请之日起一个月内决定批准或不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：6

名称：中外合资经营企业解散审批

法律规定：《中华人民共和国中外合资经营企业法》第十四条：“合营企业如发生严重亏损、一方不履行合同和章程规定的义务、不可抗力等，经合营各方协商同意，报请审查批准机关批准，并向国家工商行政管理主管部门登记，可终止合同。如果因违反合同而造成损失的，应由违反合同的一方承担经济责任。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：7

名称：中外合作经营企业设立审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第五条：“申请设立合作企业，应当将中外合作者签订的协议、合同、章程等文件报国务院对外经济贸易主管部门或者国务院授权的部门和地方政府（以下简称审查批准机关）审查批准。审查批准机关应当自接到申请之日起四十五日内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：8

名称：中外合作经营企业协议、合同、章程重大变更审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第七条：“中外合作者在合作期限内协商同意对合作企业合同作重大变更的，应当报审查批准机关批准；变更内容涉及法定工商登记项目、税务登记项目的，应当向工商行政管理机关、税务机关办理变更登记手续。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：9

名称：中外合作经营企业转让合作企业合同权利、义务审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第十条：“中外合作者的一方转让其在合作企业合同中的全部或者部分权利、义务的，必须经他方同意，并报审查批准机关批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：10

名称：中外合作经营企业委托他人经营管理审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第十二条第二款：“合作企业成立后改为委托中外合作者以外的他人经营管理的，必须经董事会或者联合管理机构一致同意，报审查批准机关批准，并向工商行政管理机关办理变更登记手续。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：11

名称：中外合作经营企业延长合作期限审批

法律规定：《中华人民共和国中外合作经营企业法》第二十四条：“合作企业的合作期限由中外合作者协商并在合作企业合同中订明。中外合作者同意延长合作期限的，应当在距合作期满一百八十天前向审查批准机关提出申请。审查批准机关应当自接到申请之日起三十天内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

序号：12

名称：台湾同胞投资企业设立审批

法律规定：《中华人民共和国台湾同胞投资保护法》第八条第一款：“设立台湾同胞投资企业，应当向国务院规定的部门或者国务院规定的地方人民政府提出申请，接到申请的审批机关应当自接到全部申请文件之日起四十五日内决定批准或者不批准。”

内容：暂时停止实施该项行政审批，改为备案管理

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。